

# 一般財団法人山口県剣道連盟における倫理に関するガイドライン

令和3年4月1日制定

## 第1 趣旨

一般財団法人山口県剣道連盟（以下「県剣連」という。）においては、役職員、剣道指導者、主催大会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者、並びに選手及び剣道を学ぶ会員を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぎ、剣道の普及振興を通じてその社会的使命を果たしていくため、本ガイドラインを設けた。

## 第2 反倫理的行為に起因する事項

### 1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役職員、剣道指導者は、以下の事項に留意しなければならない。また、県剣連は、これらの者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底する。

- (1) 組織の運営又は剣道を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に指導的立場にある者は、選手、剣道を学ぶ者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- (2) 剣道を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

### 2 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役職員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを絶対に行わない。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。  
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

### 3 アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

選手等は、ドーピング及び薬物乱用を絶対に行ってはならない。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、選手等の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、選手等及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。

- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- 4 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等の関係の在り方について  
相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めなければならない。
  - (1) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
  - (2) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事などに携わる関係者及び選手等に与えないこと。
  - (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・審判員等指導的立場にある者及び選手等がそれぞれ十分配慮すること。
- 5 段級位審査員と受審者との関係について  
段級位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、かつ審査規則等を遵守して誠実に審査を行わなければならない。
  - (1) 審査に関連しての金品の授受は絶対に行わないこと。
  - (2) 審査について、いささかも疑念が持たれないよう、その言動は厳に慎むこと。

### 第3 不適切な経理処理に起因する事項

#### 1 経理処理について

県剣連の会計処理は、県剣連の旅費支給に関する規程、県剣連事務処理規程等の会計処理に関する規程に則り、正しい経理を行うとともに、監事等による厳正な監査を履行する。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、担当職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェックを確実に行うこと。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

#### 2 不正行為について

県剣連は、次に示すような行為は、厳に禁じる。

- (1) 組織内外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

- (3) 組織内外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内外における不適切な指導又は監査

#### 第4 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うものとする。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

#### 第5 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項

##### 1 安全・事故防止

指導的立場にある者並びに選手等は、剣道の実践において、常に安全への配慮、事故防止に努めなければならない。

##### 2 一般社会人としての社会規範

本ガイドラインに示す対象者は、特に、大会等に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、次に示すような反社会的行為を厳に禁じる。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など